

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第19号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年12月17日 05時00分ごろ	
発生場所	大阪府岸和田市阪南港第2区 阪南港阪南第1区防波堤灯台から真方位082° 120m付近 (概位 北緯34° 27.8′ 東経135° 21.3′)	
事故等調査の経過	平成24年2月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利石材等運搬船 第拾八明徳丸、498トン	
船舶番号、船舶所有者等	134170、有限会社明徳海運	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底に亀裂を伴う凹損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、碎石約1,500tを積載し、船首約3.0m、船尾約5.2mの喫水で阪南港第2区阪南第1号岸壁に着岸作業中、平成23年12月17日05時00分ごろ浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、着岸後、船内外を点検したところ、2番バラスタンクに浸水が認められた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3</p> <p>海象：潮汐 低潮時</p>	
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近に浅所があることを知っていたが、潮汐を調査していなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、阪南港第2区の岸壁へ低潮時に着岸作業中、船長が潮汐を調査していなかったことから、岸壁付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が、阪南港第2区の岸壁へ低潮時に着岸作業中、船長が潮汐を調査していなかったため、岸壁付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に潮汐表などによって潮汐を調査し、余裕水深を十分に確保すること。</li> </ul>	